

令和7年度
第1回 文化財調査委員会議

日時 令和7年7月31日(木)
午後1時30分～午後3時30分
場所 一関ヒロセユードーム
会議室2・3

次 第

(辞 令 交 付)

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 委員長、副委員長選出
- 4 議 題
 - (1) 報告 令和6年度文化財保護事業の実績について
 - (2) 協議1 指定文化財の指定について
 - (3) 協議2 令和7年度文化財保護事業の実施について
 - (4) その他
- 5 そ の 他
- 6 閉 会

[配布資料]

- 1 「令和7年度第1回文化財調査委員会議」(本紙)
 - 2 次期「一関市文化財の調査及び保存・活用に関する基本計画の策定」について
 - 3 座席表
- ※2・3は当日配布

関係規程（抄）

○一関市文化財保護条例（抄）

平成 17 年 9 月 20 日

条例第 96 号

第 7 章 文化財調査委員

（文化財調査委員）

第 43 条 教育委員会に一関市文化財調査委員（以下「調査委員」という。）を置く。

2 調査委員は、文化財に関する学識経験者のうちから教育委員会が任命する。

第 44 条 調査委員は、市の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し教育委員会の諮問に答え、又は意見を具申し、及びこのために必要な調査研究を行う。

第 45 条 調査委員の定員は、20 人以内とする。

第 46 条 調査委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 調査委員は、非常勤とする。

○一関市文化財保護条例施行規則（抄）

平成 17 年 9 月 20 日

教育委員会規則第 34 号

（調査委員会議）

第 21 条 条例第 43 条第 1 項に規定する一関市文化財調査委員（以下「調査委員」という。）は、必要に応じて会議を開くものとする。

2 調査委員の会議（以下「会議」という。）は、教育長が招集する。

（委員長及び副委員長）

第 22 条 会議に委員長及び副委員長 1 人を置き、調査委員の互選とする。

2 委員長は、会議の議長となり、会議を主宰する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議の成立及び議決）

第 23 条 会議は、調査委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、同一事件につき再度招集してもなお半数に達しないときは、この限りでない。

2 会議の議事は、出席調査委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

報告 令和6年度文化財保護事業の実績について

令和6年度事業実績

1 文化財の保護・地域文化の伝承

(1) 文化財の保存・活用

教育振興基本計画掲載 R3～R7 事業名	事業実績等	
文化財調査委員 等活動推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財調査委員会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 8/1 (出席 15人) ・ 3/25 (出席 13人) 	
埋蔵文化財保存 管理事業	<ul style="list-style-type: none"> ●埋蔵文化財包蔵地照会等 <ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵文化財包蔵地照会への回答 715件 ・埋蔵文化財発掘届出 27件 ・埋蔵文化財発掘通知 8件 ●開発行為や調査での発掘調査 <ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵文化財包蔵地本調査 2件 ・埋蔵文化財包蔵地試掘調査 13件 ・埋蔵文化財包蔵地工事立会 7件 ●発掘調査報告書の刊行 (R7.3月) <ul style="list-style-type: none"> ・「清水馬場城遺跡発掘調査報告書 (第42集)」 ・「市内遺跡試掘調査報告書 (第43集)」 	
歴史民俗資料等 活用整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ●民俗資料館の活動 <ul style="list-style-type: none"> (1)総合学習等教育面での利活用件数 <ul style="list-style-type: none"> ①児童生徒向けの出前授業(講座)の開催 2件 <ul style="list-style-type: none"> 1/30 弥栄小3年生 5人 2/18 中里小3年生 24人 ②学校の授業での来館による見学、体験 5件 <ul style="list-style-type: none"> 興田小3年生 13人 猿沢小3年生 11人 大東小3年生 36人 大原小3年生 20人 滝沢小3年生 27人 ③児童生徒の社会教育活動等での来館による見学、体験 1件 <ul style="list-style-type: none"> 大東中2年生 2人 (2)その他、企画展、体験講座、市民学芸員活動等を実施 <ul style="list-style-type: none"> 企画展 7/20～9/16 <ul style="list-style-type: none"> 「ともしび～暮らしのなかの明かりたち～」 期間入館者数：211人 12/7～3/9 <ul style="list-style-type: none"> 「公衆ノ生ヲ衛ル―疫病と学校衛生―」 期間入館者数：287人 ●民俗資料等の整理、保管箇所の集約化 <ul style="list-style-type: none"> ・保管箇所の移動 旧室根村役場庁舎 ➡ 旧津谷川小学校 旧JA老松倉庫 ➡ 旧日形小学校 ・集約する保管場所(収蔵庫)の検討 (協議継続) *保管箇所数 16→15 (R6年度末) 	

教育振興基本計画掲載 R3～R7事業名	事業実績等																														
指定文化財調査 研究事業	<ul style="list-style-type: none"> ●原本無刑録などについての調査研究 <ul style="list-style-type: none"> ・関連史資料調査 ・資料台帳登録、データベース化し記念館ホームページでの公開 ●市指定文化財に指定する候補物件調査 <ul style="list-style-type: none"> ・無形民俗文化財 2件指定 (ご天王さまの獅子舞(西黒沢)、古内神楽) 																														
文化財情報提供 事業	<ul style="list-style-type: none"> ●市広報「文化財探訪」記事掲載 <ul style="list-style-type: none"> ・5/1号 市指定有形文化財 山神宮石殿 (一関) ・6/1号 市指定天然記念物 シダレヒガン (東山) ・9/1号 市指定無形民俗文化財 増沢神楽 (藤沢) ・12/1号 市指定有形民俗文化財 神楽蛇面 (一関) ・1/1号 県指定有形文化財 懸仏(御正体) (花泉) 																														
文化財標柱・解説 板整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財標柱・解説板の整備 市総合計画(後期)指標。H26～R2年度設置の177基に加え、毎年10基を整備し、R7年度までに累計230基の整備を目指す計画 1 これまでの実績 <ul style="list-style-type: none"> ・R2年度実績累計 178基(H26～R2年度累計整備数) ・R3年度実績累計 188(+10)基 ・R4年度実績累計 197(+9)基 ・R5年度実績累計 203(+6)基 ・R6年度実績累計 213(+10)基 *部分修繕、撤去、翻訳委託件数を除く新規、更新設置基数 2 R6年度実績 <ul style="list-style-type: none"> (1)解説板 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>①市指定史跡</td> <td>七里塚</td> <td>大東</td> </tr> <tr> <td>②県指定有形文化財</td> <td>木造聖観音立像</td> <td>室根</td> </tr> <tr> <td>③市指定史跡</td> <td>薄衣城址</td> <td>川崎</td> </tr> <tr> <td>④指定天然記念物</td> <td>漣痕化石</td> <td>藤沢</td> </tr> </table> (2)標柱(案内板を含む) <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>①埋蔵文化財包蔵地</td> <td>機織山I遺跡</td> <td>一関</td> </tr> <tr> <td>②市指定有形文化財</td> <td>金剛力士仁王像</td> <td>一関</td> </tr> <tr> <td>③埋蔵文化財包蔵地</td> <td>山口洞穴遺跡</td> <td>大東</td> </tr> <tr> <td>④史跡</td> <td>八幡神社跡地</td> <td>大東</td> </tr> <tr> <td>⑤埋蔵文化財包蔵地</td> <td>宿下遺跡</td> <td>千厩</td> </tr> <tr> <td>⑥埋蔵文化財包蔵地</td> <td>百目木焼窯跡</td> <td>藤沢</td> </tr> </table> 	①市指定史跡	七里塚	大東	②県指定有形文化財	木造聖観音立像	室根	③市指定史跡	薄衣城址	川崎	④指定天然記念物	漣痕化石	藤沢	①埋蔵文化財包蔵地	機織山I遺跡	一関	②市指定有形文化財	金剛力士仁王像	一関	③埋蔵文化財包蔵地	山口洞穴遺跡	大東	④史跡	八幡神社跡地	大東	⑤埋蔵文化財包蔵地	宿下遺跡	千厩	⑥埋蔵文化財包蔵地	百目木焼窯跡	藤沢
①市指定史跡	七里塚	大東																													
②県指定有形文化財	木造聖観音立像	室根																													
③市指定史跡	薄衣城址	川崎																													
④指定天然記念物	漣痕化石	藤沢																													
①埋蔵文化財包蔵地	機織山I遺跡	一関																													
②市指定有形文化財	金剛力士仁王像	一関																													
③埋蔵文化財包蔵地	山口洞穴遺跡	大東																													
④史跡	八幡神社跡地	大東																													
⑤埋蔵文化財包蔵地	宿下遺跡	千厩																													
⑥埋蔵文化財包蔵地	百目木焼窯跡	藤沢																													

教育振興基本計画掲載 R3～R7 事業名	事業実績等	
文化財施設等整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ●千葉胤秀旧宅の保存活用方針に係る協議・検討の継続 <ul style="list-style-type: none"> ・解体復原の方法、事業費の試算及び活用策（方法）について、内部協議を継続。茅葺屋根応急修繕 638,000 円（R7.2.27～28） ●せんまや街角資料館施設修繕 612,700 円 	
文化財公開活用事業	<ul style="list-style-type: none"> ●旧沼田家武家住宅、千葉胤秀旧宅、せんまや街角資料館、旧東北砕石工場の管理と一般公開 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財防火訓練 608 人 <ul style="list-style-type: none"> ・一関 1/25 一関文化伝承館 50 人 ・花泉 1/26 涌津八幡神社 52 人 ・大東 1/26 東川院（メイン会場） 129 人 ・千厩 1/26 永澤寺 104 人 ・東山 1/26 旧東北砕石工場 50 人 ・室根 1/26 陸嶺神社西側周辺 94 人 ・川崎 1/26 安養寺 69 人 ・藤沢 1/26 長徳寺 60 人 ●職員の講師派遣 <ul style="list-style-type: none"> ・5/10、6/21、10/18 舞川市民センター（畠山） ・7/12 舞川市民センター・舞草神社・舞草観音堂（畠山） ・7/22 石と賢治のミュージアム グスコープドリの大学校「東磐井の鉱山と金山」（千厩酒のくら交流施設）（畠山） ・11/20 興田の歴史探訪（畠山） ・2/15 おためし神事保存会総会（東） ・2/16 骨寺村荘園遺跡村落調査研究報告会 市博物館（畠山） ・3/15 赤荻歴史講習会（畠山） ・せんまや街角資料館企画展 展示解説（畠山、東、千葉） ●文化財指定や調査の依頼など <ul style="list-style-type: none"> ・文化財指定候補の暫定リスト作成 ・市指定文化財の県指定に向けた調査を継続 ・市指定文化財の指定に向けた調査 ●せんまや街角資料館企画展 <ul style="list-style-type: none"> ・4/27～7/7 「一関の埋蔵文化財展 Vol.4」 開催期間中入場者数 228 人 ・9/18～11/17 「室根山と周辺の修験寺院」 開催期間中入場者数 483 人 ・2/8～3/20 「まちかどアート展」 開催期間中入場者数 496 人 ●ニホンカモシカ滅失処理 <ul style="list-style-type: none"> ・処理件数 …… 62 件 (R5 年度 66 件、R4 年度 86 件、R3 年度 94 件) 	

(2) 地域文化の伝承

教育振興基本計画掲載 R3～R7 事業名	事業実績等
民俗芸能伝承調査研究事業	<ul style="list-style-type: none"> ●民俗芸能の調査等 <ul style="list-style-type: none"> ・民俗芸能団体活動状況基礎調査 (53 団体/36 団体返信) ・学校の民俗芸能調査 (35 校/34 校返信) ・市指定文化財の指定に向けた調査 5 回 ・「一関市文化財調査報告書第 11 集(「学校における民俗芸能の取り組み」)」 R7.3 月刊行 ・上演会 9 回 (岩手県南宮城県北神楽大会ほか) ●民俗芸能映像記録保存事業 (2 保存団体) <ul style="list-style-type: none"> 峠山伏神楽、金沢八幡神社大名行列
文化財保護事業補助事業	<ul style="list-style-type: none"> ●指定文化財保護事業補助金 <ul style="list-style-type: none"> 補助率：(修繕対象経費-10 万円) × 1/2 など (1)修復等 0 件 (2)保存団体活動等 4 件 <ul style="list-style-type: none"> ①菅公夫人の墓史跡保存会 57,000 円 ②二十五菩薩像保存会 48,000 円 ③薄衣城址保存会 31,000 円 ④名木笠松保存会 164,000 円 (3)重要建物修理修景事業 4 件 <ul style="list-style-type: none"> ①個人 主屋の屋根塗装 675,000 円 ②個人 畜舎の屋根塗装 126,000 円 ③個人 主屋、畜舎等の屋根塗装 335,000 円 ④個人 畜舎、便所の屋根塗装、畜舎外壁修繕 955,000 円 <p style="text-align: right;">計 2,391,000 円</p> ●郷土芸能活動事業補助金 <ul style="list-style-type: none"> 市民に資金提供等と呼び掛けて実施する事業への補助(1/2 など) ・郷土芸能発表事業 <ul style="list-style-type: none"> 岩手県南宮城県北神楽大会実行委員会 200,000 円

2 骨寺村荘園遺跡の保護と世界遺産拡張登録推進

(1) 骨寺村荘園遺跡の保護

教育振興基本計画掲載 R3～R7 事業名	事業実績等
骨寺村荘園遺跡保全活用事業	【所管 骨寺荘園室】 小区両水田保全活用等への各種支援事業の実施
骨寺村荘園遺跡整備事業	【所管 骨寺荘園室】 骨寺村荘園遺跡整備活用基本計画に基づく史跡や修景等の整備
文化的景観保護推進事業	●修理修景事業に係る工事 ※国庫補助対象事業が無かったため未実施 ※一関本寺の農村景観保存計画改定作業に向けた調査を実施
骨寺村荘園遺跡情報発信事業	【所管 骨寺荘園室】 骨寺村荘園交流施設を活用して、農作業体験や遺跡探訪など骨寺村荘園遺跡の情報発信

(2) 世界遺産拡張登録の推進

教育振興基本計画掲載 R3～R7 事業名	事業実績等
骨寺村荘園遺跡世界遺産登録推進事業	<p>●骨寺村荘園遺跡の確認調査 ・4/15～7/31 駒形根神社（巖美町字駒形 8-1） 約 34 m² 境内北東部斜面の様相を明らかにする調査 拝殿・神楽殿間の土層を確認する調査</p> <p>●骨寺村荘園遺跡調査報告会・講演会 ・3/8 一関保健センター、骨寺村荘園交流館 36人 R6 年度の発掘調査報告会と八重樫忠郎氏（平泉世界遺産ガイドセンターセンター長）による講演</p> <p>●確認調査報告書の刊行（R7.3月） ・「骨寺村荘園遺跡確認調査報告書（第44集）」</p> <p>【所管 骨寺荘園室、博物館】 「ひらいずみ遺産」の一体的管理等に向けた県、関係市町との連携。文献調査など。</p>
ときめき世界遺産塾負担金	【所管 骨寺荘園室】 県南教育事務所管内の児童生徒を対象とした「ときめき世界遺産塾」の開催 7/6～11/16 5回シリーズ

3 参考 関係社会教育施設入館者数、文化財建造物見学者数、観光施設利用者数

施設、文化財建造物	R6	R5	R4	R3	R2
一関市博物館	12,274	10,262	13,442	15,750	7,365
石と賢治のミュージアム	8,918	7,619	8,888	7,049	7,214
芦東山記念館	1,157	965	1,235	901	1,353
一関市民俗資料館	1,121	1,489	1,336	1,074	984
せんまや街角資料館	2,418	2,683	2,479	1,663	1,145
大籠キリシタン殉教公園	1,532	2,096	1,203	888	848
旧沼田家武家住宅	5,018	4,695	3,461	2,209	1,699
千葉胤秀旧宅	46	56	64	107	31
旧鈴木家住宅	1,422	2,018	1,261	1,655	1,683
千厩酒のくら交流施設	32,595	29,354	23,580	8,156	5,812
骨寺村荘園交流館(若神子亭)	25,097	25,196	26,603	23,337	26,228

*旧東北砕石工場は石と賢治のミュージアムに所在。旧鈴木家住宅は農林漁業資料館として展示(まちづくり推進課所管。巖美市民センター管理)。佐藤家住宅、横屋酒造は千厩酒のくら交流施設として活用(千厩支所産業建設課所管)。骨寺村荘園交流館若神子亭は骨寺荘園室所管。



大籠キリシタン資料館



せんまや街角資料館

協議 1 市指定文化財の指定について

1 市指定文化財

文化財は、文化財保護法で「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物」「文化的景観」「伝統的建造物群」に類型化されています。

このうち一関市は、一関市文化財保護条例第2条で文化財保護法第1項第1号から第4号までに掲げる「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物」を文化財としています。

教育委員会は、市内の文化財のうち重要なものを一関市指定文化財に指定することができます（同条例第4条、第21条、第27条、第33条）。

現在本市の指定または選定の件数は、令和7年4月1日現在252件です。その内訳は、文化財保護法に基づき国が指定した「国指定」が7件、同じく同法に基づき国が選定した「国選定」が1件、岩手県文化財保護条例に基づき県が指定した「県指定」が35件、一関市文化財保護条例に基づき市が指定した「市指定」が178件、文化財保護法に基づき国が保存および活用のための措置が特に必要として文化財登録原簿に登録した「国登録」が31件となっています。

2 市指定までの流れ

指定しようとする文化財は、あらかじめ、所有者等の同意を得なければならないほか、一関市文化財調査委員の意見を聴かなければなりません。文化財調査委員は、教育委員会の諮問に答え、または意見を具申し、必要であれば補足調査や研究を行います。

指定にあたっては、同条例施行規則第20条により教育委員会が定める「一関市指定文化財指定基準」に基づき、「市の文化史上貴重なもの」「特に意義のある資料となるもの」「顕著な特異性を示すもの」「歴史的価値の高いもの」「学術的価値の高いもの」などを指定することができます。

指定するときは、その旨を告示するとともに、当該文化財の所有者に通知しなければなりません。指定時には所有者に指定書を交付します。

一方、市指定文化財が文化財としての価値を失ったとき、その他特別の理由があるときは、その指定を解除することができます（同条例第5条）。指定の解除の通知を受けた所有者は、指定書を教育委員会に返付しなければなりません。

4 諮問する指定候補物件

本会議に諮問する候補物件は、有形民俗文化財1件です。「一関市指定文化財の指定、選定又は認定の基準（平成27年3月31日教育長決裁）」に基づき、文化財として貴重である物件を指定候補としました。

詳細は次のとおりです。

【有形民俗文化財】 1件

・令和7年度 諮問第1号 「獅子頭ししがしら（大泉院だいせんいん）（年中行事）」

菅原 瑞男（川崎町）

●指定基準

一関市指定文化財の指定、選定又は認定の基準 …………… P23【参考2】参照

諮問第1号

一関市文化財保護条例第27条の規定により、「獅子頭（大泉院）」を一関市指定有形民俗文化財に指定することについて諮問いたします。

令和7年7月31日 提出

一関市教育委員会 教育長 時 枝 直 樹

記

1 文化財の種別名称

種 別 有形民俗文化財（年中行事）

名 称 獅子頭（大泉院）

2 文化財の所在地

一関市川崎町薄衣字泉台79

3 所有者の氏名住所

氏名

住所

3 文化財の特徴

修験寺院であった大泉院が所有し、地域の「悪魔払い」の祈祷に回った際に舞わしていたと考えられる獅子頭。

地域の子供が行う矢作観音の巡行では、大泉院から借り出した獅子頭で住民の頭を嘯んで「悪魔払い」「火伏の祈祷」などと唱えて各家を回ったといい、獅子頭の巡行と観音信仰行事が合わさった行事になったと考えられる。

年号銘がある点も珍しく、当地における信仰、年中行事、そして芸能の発展の経緯を考える際に貴重である。

1、名称	獅子頭 (大泉院)
2、種別	有形民俗文化財 (年中行事)
3、員数	1
4、品質・構造	木製
5、形制	持ち手があり、口が開く獅子頭。舌があり、頭部に鏡部あり。耳は欠けている。
6、銘文	天正11年■月 ■■作
7、年代	天正11年 (1583)
6、法量 (cm)	長さ 32、幅 26、高さ 21 (cm) 歯幅 20、鼻高 16 (cm)
7、内容	<p>修験寺院であった大泉院が所有し、地域の「悪魔払い」の祈祷に回った際に舞わしていたと考えられる獅子頭。</p> <p>地域の子供が行う矢作観音の巡行では、大泉院から借り出した獅子頭で住民の頭を噛んで「悪魔払い」「火伏の祈祷」などと唱えて各家を回ったといい、のちに獅子頭の巡行と観音信仰行事が合わさった行事になったと考えられる。</p> <p>なお、獅子頭の頭の上に平らな円形部分があり、鏡、宝珠、または角かの痕跡と考えられる。</p>
8、補説・所見	<p>獅子舞は、飛鳥・奈良時代に中国から伝わり、舞楽で演じられ、平安時代には、田楽や猿楽などと一緒に演じられるようになるが、東北地方では中世期に舞楽系の獅子頭を修験者たちが熊野信仰のご神体・権現様として舞わして、霞 (担当地域) を回っていた。</p> <p>その後、地域に定着した修験者も「悪魔払い」「火伏の祈祷」などとして獅子頭を舞わして歩いていたと考えられ、現在の一関市内の各地にも獅子舞の巡行があった。地域住民が獅子舞を担当して修験者とともに回ったという地域もある (赤荻など)。</p> <p>大泉院は、元暦元年 (1184) に新山権現を勧請して薄衣村北方野沢山に開基した郷澤山妙音寺大泉院と号する修験寺院である。正保年中 (1644~1647) に堂宇が焼失し、現在地の泉台に移転し、仙台藩の重臣泉田家の祈祷を受け持つとともに村方の祈願寺を長らく勤めてきた。元禄2年 (1689) 以降は、東山南方13カ村の修験19カ院の触頭を務め、明治期に当主は復飾して神職となった。大泉院関係資料は数多く残っており、その中には神楽本もあり、修験者たちが集まって行う法印神楽が行われたことが推測される。そして、神楽とは別に獅子頭をもって地域を祈祷して歩いていたと考えられる。</p> <p>薄衣矢作地区では、4月15日頃 (もとは旧3月17日) の夜に子供たちが地域 (薄衣矢作・高成地域、以前はさらに広い範囲) を祈祷して回る「矢作観音様の巡行」が行われ、猿田彦面とともに大泉院の獅子頭が各家を回って頭噛みをしていた。「悪魔払い」「火伏の祈祷」などと唱えており、獅子頭の巡行と観音信仰</p>

協議2 令和7年度文化財保護事業の実施について

令和7年度文化財行政の方針

一関市教育委員会社会教育行政の方針（抜粋）

教育行政の目標（一関市教育振興基本計画）

「学びの風土を礎に 心豊かにたくましく 郷土の誇りを未来につなぐ 一関の人づくり」を目指します。

取り組み期間 令和3年度から令和7年度まで

基本方針 ともに学び、まちとひとをつくる社会教育の推進
誇りと愛着を醸成する文化の継承

【1 社会教育行政の方針】（省略）

【2 文化財行政の方針】

目 標 市民の誇りであり財産である文化財の調査研究を進め、歴史・文化に親しむ機会を通じ、心豊かなまちづくりを目指します。

方 針 文化財の保護や調査研究を進め、公開活用等により愛護意識の高揚を図ります。

重点施策 1 文化財の保護・地域文化の伝承

- (1) 文化財の保存・活用
- (2) 地域文化の伝承

2 骨寺村荘園遺跡の保護と世界遺産拡張登録推進

- (1) 骨寺村荘園遺跡の保護
- (2) 世界遺産拡張登録の推進

事業の展開 1 文化財の保護・地域文化の伝承

- (1) 文化財の保存・活用
 - ① 文化財の保護と調査研究
 - ② 文化財愛護意識の高揚
 - ③ 文化財の展示と公開
- (2) 地域文化の伝承
 - ① 伝統芸能の保存・伝承
 - ② 自然や文化の発掘と継承
 - ③ 偉人・先人の顕彰

2 骨寺村荘園遺跡の保護と世界遺産拡張登録推進

- (1) 骨寺村荘園遺跡の保護
 - ① 骨寺村荘園遺跡の保存
 - ② 重要文化的景観の継承
 - ③ 骨寺村荘園遺跡の普及啓発
- (2) 世界遺産拡張登録の推進
 - ① 骨寺村荘園遺跡の調査研究
 - ② 世界遺産登録への気運醸成
 - ③ ときめき世界遺産塾の開催

令和7年度事業計画の実施について

1 文化財の保護・地域文化の伝承

(1) 文化財の保存・活用

教育振興基本計画掲載 R3～R7事業名	教育振興基本計画掲載 R3～R7事業概要	「一関市予算に関する説明書」掲載 R7事業名(予算額)、事業計画
文化財調査委員等 活動推進事業	・文化財調査委員等による文化財の調査研究 ・指定文化財の状況把握と未発見史資料の収集	一般文化財費(4,897千円) ・文化財調査委員会議 ・文化財等の調査研究、資料調査ほか
埋蔵文化財保存管理 事業	埋蔵文化財の発掘調査と文化財保護法に基づく適切な保護	埋蔵文化財費(2,040千円) ・緊急発掘調査等表土掘削委託料等
歴史民俗資料等活用 整備事業	市内の歴史、民俗、考古資料の調査研究と公開展示	一般文化財費(4,897千円)再掲 ・民俗資料移設、集約(継続検討) 民俗資料館運営事業費(2,521千円)
指定文化財調査研究 事業	・県指定有形文化財「原本無刑録」などの指定文化財調査研究 ・キリシタン殉教に関する調査研究 ・文化財指定の推進	芦東山記念館調査研究費(150千円) ・史資料調査(専門学芸調査員) 指定文化財等の調査、研究
文化財情報提供事業	市広報誌、ホームページを活用した文化財の紹介や各種事業の情報提供	一般文化財費(4,897千円)再掲 ・市広報「文化財探訪」掲載等 年4回程度予定 ・市ホームページの情報更新、事業紹介



市指定有形文化財 千葉胤秀旧宅



市指定無形民俗文化財 高沢神楽

教育振興基本計画掲載 R3～R7事業名	教育振興基本計画掲載 R3～R7事業概要	「一関市予算に関する説明書」掲載 R7事業名(予算額)、事業計画
文化財標柱・解説板 整備事業	市内の歴史や文化に関する標柱 と解説板の整備	文化財標柱・解説板整備事業 (1,000千円) ・標柱、解説板更新など計10基を整備
文化財施設等整備 事業	千葉胤秀旧宅の保存のほか各施 設の老朽化対策や機能充実のた めの施設改修等	文化財保存管理費 (23,345千円) ・千葉胤秀旧宅保存方法及び活用策につい て、検討を継続 ・千葉胤秀旧宅茅屋根南面葺き替え (12,360千 円) ・せんまや街角資料館修繕
文化財公開活用事 業	・市が所有または管理する指定 等建造物の適切な管理と一般公 開 ・旧東北砕石工場の公開再開	文化財保存管理費 (23,345千円) 再掲 ・旧沼田家武家住宅、千葉胤秀旧宅、 せんまや街角資料館等の管理費等 ※一関の埋蔵文化財展Vol5 (4月下旬～7月上旬) ※磐井の義経伝説 (8月～11月) ※開館20周年記念特別企画

(2) 地域文化の伝承

教育振興基本計画掲載 R3～R7事業名	教育振興基本計画掲載 R3～R7事業概要	「一関市予算に関する説明書」掲載 R7事業名(予算額)、事業計画
民俗芸能伝承調査 研究事業	市内に伝承されている民俗芸能 の調査研究	民俗芸能伝承記録保存事業費 (1,712千円) ・民俗芸能映像記録保存業務 (2団体予定) ・民俗文化財調査 報告書印刷費等 ・文化財指定に向けた検討 民俗芸能以外の無形民俗文化財
文化財保護事業補 助事業	指定等文化財の維持管理や保護 活動を行う個人や団体への支援	指定文化財保護事業補助金 (6,000千円) ・文化財修復事業、保存団体等の活動補 助、重要建物修理修景事業 郷土芸能活動事業補助金 (500千円)

2 骨寺村荘園遺跡の保護と世界遺産拡張登録推進

(1) 骨寺村荘園遺跡の保護

教育振興基本計画掲載 R3～R7事業名	教育振興基本計画掲載 R3～R7事業概要	「一関市予算に関する説明書」掲載 R7事業名(予算額)、事業計画
骨寺村荘園遺跡保 全活用事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小区画水田保全活用等への各 種支援事業の実施 ・ 骨寺村荘園遺跡整備活用基本 計画に基づく保存活用 	【所管 骨寺荘園室】 骨寺村荘園遺跡保全活用事業費(16,139千円) ・ 小区画水田の保全管理運営委託
文化的景観保護推 進事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「一関本寺の農村景観」の構 成要素である重要建物に係る修 理、修景 ・ 史跡と重要文化的景観の一体 的な保存管理 	文化的景観保護推進事業費(2,023千円) ・ 「一関本寺の農村景観保存計画」の改定 ・ 文化的景観保護に係る研修会等への参加
骨寺村荘園遺跡情 報発信事業	骨寺村荘園交流施設を核とし、 農作業体験や遺跡探訪など骨寺 村荘園遺跡の価値や魅力を情報 発信	【所管 骨寺荘園室】 骨寺村荘園遺跡保全活用事業費(16,139千円)再掲 ・ パンフレット作成

(2) 世界遺産拡張登録の推進

教育振興基本計画掲載 R3～R7事業名	教育振興基本計画掲載 R3～R7事業概要	「一関市予算に関する説明書」掲載 R7事業名(予算額)、事業計画
骨寺村荘園遺跡世 界遺産登録推進事 業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世界遺産拡張登録実現に向け た県、関係市町と連携した拡張 登録推薦準備作業の実施 ・ 重点的な考古学的調査及び文 献研究等の実施 ・ 骨寺村荘園に関する講演会や シンポジウム等の開催 	骨寺村荘園遺跡調査研究事業費(4,684千円) ・ 4月下旬～ 発掘調査(駒形根神社) 【所管 骨寺荘園室】 【所管 博物館】
ときめき世界遺産 塾負担金	県南教育事務所管内の児童生徒 を対象とした「ひらいずみ遺産 塾 [※] 」の開催 ※R7年度から「ときめき世界遺産塾」 は「ひらいずみ遺産塾」に名称変更	【所管 骨寺荘園室】 ひらいずみ遺産塾負担金(250千円) ・ 「ひらいずみ遺産塾」の開催(5回シリーズ)

一関市指定文化財の指定、選定又は認定の基準

【参考2】

一関市文化財保護条例施行規則第20条により、指定、選定又は認定の基準について、次のとおり定める。

(平成27年3月31日 教育長決裁)

第1 有形文化財指定基準

絵画、彫刻、工芸の部

- 1 各時代の遺品のうち、制作優秀で市の文化史上貴重なもの
- 2 市の絵画史上、彫刻史上又は工芸史上特に意義のある資料となるもの
- 3 題材、品質、形状、技法又は用途等の点で顕著な特異性を示すもの
- 4 特殊な作者、流派又は地方様式等を代表する顕著なもの
- 5 渡来品で市の文化にとって特に意義のあるもの

書跡、典籍の部

- 1 書跡類は、^{しんかん}宸翰、和漢名家筆跡、古筆、墨跡、^{ほうじょう}法帖等で市の書道史上の代表と認められるもの又は市の文化史上貴重なもの
- 2 典籍類のうち、写本類は、和書、漢籍、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で市の文化史上貴重なもの
- 3 典籍類のうち版本類は、印刷史上の代表で市の文化史上貴重なもの
- 4 書跡類は、典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- 5 渡来品で、市の文化にとって特に意義のあるもの

古文書の部

- 1 古文書類は、市の歴史上重要と認められるもの
- 2 日記、記録類(絵図、系図類を含む。)は、その原本又はこれに準ずる写本で市の文化史上貴重なもの
- 3 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの
- 4 古文書類、日記、記録等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- 5 渡来品で、市の文化にとって特に意義のあるもの

考古資料の部

- 1 土器、石器、木器、骨角牙器、玉その他縄文時代、弥生時代及びそれ以前の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 2 古墳の出土品その他古墳時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 3 ^{かん}官衙、寺院跡、墓、経塚等の出土品その他飛鳥・奈良時代以後の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 4 渡来品で、市の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

歴史資料の部

- 1 政治、経済、社会、文化等市の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
- 2 市の歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
- 3 市の歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- 4 渡来品で、市の歴史上意義が深く、かつ学術的価値の特に高いもの

建造物の部

建築物(社寺、城郭、住宅、公共施設等)及びその他の工作物(橋梁、石塔、鳥居等)の各時代建造物遺構及びその部分並びに建造物の模型、厨子、仏壇等で建築的技法になるものうち次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 意匠的に優秀なもの
- (2) 技術的に優秀なもの
- (3) 歴史的価値の高いもの
- (4) 学術的に価値の高いもの
- (5) 流派的又は地方的特色において顕著なもの

第2 無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準

無形文化財指定基準

芸能関係

1 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 芸術上特に価値の高いもの
 - (2) 芸能史上特に重要な位置を占めるもの
 - (3) 芸術上価値が高く、又は芸能史上重要な位置を占め、かつ、地方的又は流派的特色が顕著なもの
- 2 前項の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で特に優秀なもの

工芸技術関係

1 陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 芸術上特に価値の高いもの
- (2) 工芸史上特に重要な位置を占めるもの
- (3) 芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な位置を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの

無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準

芸能関係

1 保持者

- (1) 市の無形文化財に指定される芸能又は芸能の技法(以下「芸能又は技法」という。)を高度に体現できる者
- (2) 芸能又は技法を正しく体得し、かつ、これに精通している者
- (3) 2人以上の者が一体となって芸能又は技法を高度に体現している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

2 保持団体

芸能又は技法の性格上、個人的特色が薄く、かつ、当該芸能又は技法を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体

工芸技術関係

1 保持者

- (1) 市の無形文化財に指定される工芸技術(以下「工芸技術」という。)を高度に体得している者
- (2) 工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者
- (3) 2人以上の者が共通の特色を有する工芸技術を高度に体現している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

2 保持団体

工芸技術の性格上、個人的特色が薄く、かつ当該工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体

第3 有形民俗文化財指定基準

1 次に掲げる有形の民俗文化財のうち、その形様、製作技法、用法等において市の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの

- (1) 衣食住に用いられるもの
例えば、衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等
- (2) 生産、生業に用いられるもの
例えば、農具、漁具、工匠用具、紡織用具、作業場等
- (3) 交通、運輸、通信に用いられるもの
例えば、運搬具、船車、飛脚用具、関所等
- (4) 交易に用いられるもの
例えば、計算具、計量具、看板、鑑札、店舗等
- (5) 社会生活に用いられるもの
例えば、贈答用具、警防用具、刑罰用具、若者宿等
- (6) 信仰に用いられるもの
例えば、祭祀具、法会員、奉納物、偶像類、呪術用具、社祠等
- (7) 民俗知識に関して用いられるもの
例えば、暦類、卜占用具、医療具、教育施設等
- (8) 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの
例えば、衣裳、道具、楽器、面、人形、玩具、舞台等
- (9) 人の一生に関して用いられるもの
例えば、産育用具、冠婚葬祭用具、産屋等
- (10) 年中行事に用いられるもの
例えば、正月用具、節供用具、盆用具等

2 前項各号に掲げる有形の民俗文化財の収集でその目的、内容等が次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの

- (1) 歴史的変遷を示すもの
- (2) 時代的特色を示すもの
- (3) 地域的特色を示すもの
- (4) 生活階層の特色を示すもの
- (5) 職能の様相を示すもの

第4 無形民俗文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定基準

無形民俗文化財指定基準

1 風俗習慣のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの

- (1) 由来、内容等において市民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
- (2) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの

2 民俗芸能のうち、次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの

- (1) 芸能の発生又は成立を示すもの
- (2) 芸能の変遷の過程を示すもの

(3) 地域的特色を示すもの

無形民俗文化財の保持者又は保持団体の認定基準

1 保持者

市の無形民俗文化財に指定される技術又は技能を正しく体得し、かつ、これに精通している者

2 保持団体

芸能又は技法の性格上、個人的特色が薄く、かつ、当該芸能又は技法を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体

第5 史跡名勝天然記念物指定基準

1 史跡

次に掲げるものうち市の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値のあるもの

- (1) 貝塚、遺物包含地、住居跡(竪穴住居跡、敷石住居跡、洞穴住居跡等)、古墳、神籠石その他この類の遺跡
- (2) 城柵、館跡、官衙跡、城跡、古戦場その他政治に関する遺跡
- (3) 社寺の跡、又は旧境内、経塚、磨崖仏その他祭祀信仰に関する遺跡
- (4) 藩学、郷学、私塾、文庫その他教育学芸に関する遺跡
- (5) 菜園跡、慈善施設その他社会事業に関する遺跡
- (6) 関跡、一里塚、並木街道、条里制跡、堤防、窯跡、市場跡その他産業交通土木に関する遺跡
- (7) 墳墓及び碑
- (8) 旧宅、園池、井泉、樹石及び特に由緒ある地域の類

2 名勝

次に掲げるものうち市の優れた郷土美として欠くことのできないものであって、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所のあるいは学術的価値の高いもの、又は人文的のものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの

- (1) 公園、庭園
- (2) 橋梁、築堤
- (3) 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所
- (4) 鳥獣、魚虫などの生息する場所
- (5) 岩石、洞穴
- (6) 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- (7) 湖沼、湿原、浮島、湧泉
- (8) 火山、温泉
- (9) 山岳、丘陵、高原、平原、河川
- (10) 展望地点

3 天然記念物

次に掲げる動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、市の自然を記念するもの

動物

- (1) 市特有の動物で著名なもの及びその生息地

(2) 市特有の産ではないが、市著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその生息地

(3) 自然環境における特有の動物又は動物群集

(4) 市に特有な畜養動物

(5) 特に貴重な動物の標本

植物

(1) 名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢

(2) 代表的原始林、稀有の森林植物相

(3) 代表的高山植物帯、特殊岩石地植物群落

(4) 代表的な原野植物群落

(5) 砂地植物群落の代表的なもの

(6) 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの

(7) 洞穴に自生する植物群落

(8) 池泉、温泉、湖沼、河の珍奇な水草類、藻類、蘚苔類、微生物等の生ずる地域

(9) 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木

(10) 著しい植物分布の限界地

(11) 著しい栽培植物の自生地

(12) 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地

地質鉱物

(1) 岩石、鉱物及び化石の産出状態

(2) 地層の整合及び不整合

(3) 地層の褶曲及び衝上

(4) 生物の働きによる地質現象

(5) 地震断層など地塊運動に関する現象

(6) 洞穴

(7) 岩石の組織

(8) 温泉及びその沈殿物

(9) 風化及び浸蝕に関する現象

(10) 硫気孔及び火山活動によるもの

(11) 氷雪霜の営力による現象

(12) 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本

保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域

第6. 選定保存技術の選定及び保持者又は保存団体の認定の基準

選定保存技術の選定基準

1 有形文化財等関係

(1) 有形文化財、有形の民俗文化財又は記念物の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち、修理、復旧、復元、模写、模造等に係るもの(次項において「有形文化財等の修理等の技術等」という。)で保存の措置を講ずる必要のあるもの

(2) 有形文化財等の修理等の技術等の表現に欠くことのできない材料の生産、製造等又は用具の製作、修理等の技術若しくは技能で保存の措置を講ずる必要のあるもの

2 無形文化財等関係

無形文化財若しくは無形の民俗文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術若しくは技能のうち芸能、芸能の技法若しくは工芸技術又は民俗芸能の表現に欠くことのできない用具の製作、修理等若しくは材料の生産、製造等の技術又は技能で保存の措置を講ずる必要のあるもの

選定保存技術の保持者又は保存団体の認定基準

1 保持者

市の選定保存技術に選定される技術又は技能を正しく体得し、かつ、これに精通している者

2 保存団体

市の選定保存技術に選定される技術又は技能を保存することを主たる目的とする団体(財団を含む。)で当該技術又は技能の保存上適当と認められる事業を行うもの

次期「一関市文化財の調査及び保存・活用に関する基本計画」の策定について

1 「一関市文化財の調査及び保存・活用に関する基本計画」について

【目的】文化財保護行政の効率的な推進と計画的な事業の展開を目指し、文化財の調査を進めるとともに文化財を適切に保存・活用していく

項目	現計画	次期計画(案)
① 計画の位置づけ	一関教育振興基本計画の分野別計画	現計画に同じ ※「一関市総合計画」及び「一関市教育振興基本計画」の計画期間が今年度で終了し、次期計画(令和8年度～令和17年度)を策定することから、内容の整合を図りながら策定する。
② 計画の構成	基本計画と実施計画で構成する	
③ 策定時期	平成28年4月	令和8年3月
④ 計画期間	平成28年度～令和7年度 前期：平成28年度～令和2年度 後期：令和3年度～令和7年度	令和8年度～令和17年度 前期：令和8年度～令和12年度 後期：令和13年度～令和17年度

2 計画策定のスケジュール

月	会議等関係	事務局作業	
		現計画の評価	次期計画作成
7月	文化財調査委員会議		
8月		関係課へ評価依頼	
9月		↓ 現状と課題のまとめ	→ 改定内容の検討
10月 11月			↓ 関係課協議 素案作成 ↓ 事務局内協議 関係課内容確認 素案調製
12月	文化財調査委員へ意見照会		← 案案完成 意見の反映
1月	文化財調査委員会議		↓ 調査委員会議で計画内容の報告
2月			
3月			

一関市文化財の調査及び保存・活用に関する基本計画

平成 28 年 4 月 策定

1 目 的

本計画は、文化財保護行政の効率的な推進と計画的な事業の展開を目指し、文化財の調査を進めるとともに文化財を適切に保存・活用していくために策定します。

2 計画期間

計画期間は、教育振興基本計画の計画期間と整合させ、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とします。このうち、事業実施計画は平成 28 年度から同 32 年度までを前期 5 カ年、平成 33 年度から同 37 年度までを後期 5 カ年の計画とします。

ただし、国の財政構造改革等などの動向を踏まえて、必要に応じて見直します。

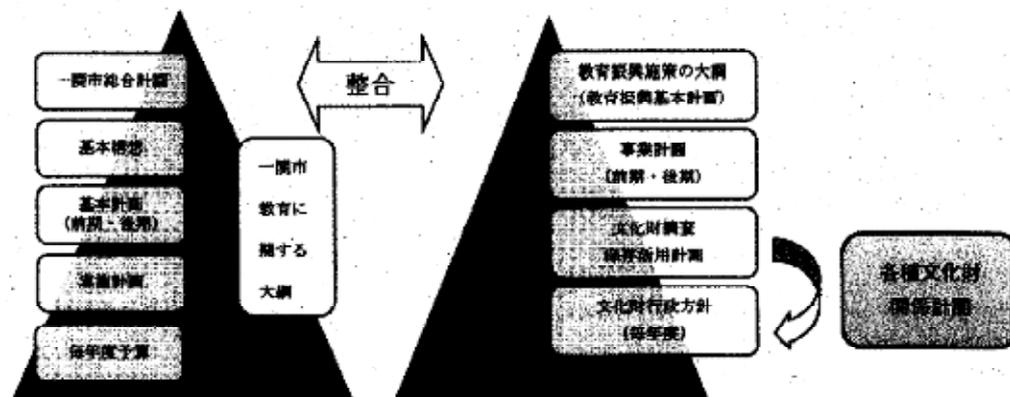
3 計画の位置づけ

この計画は、文化財保護法に基づき、市教育振興基本計画を上位計画とし、市総合計画実施計画との整合性を図りながら、文化財の調査、保存、活用に関する基本的な方向を定めるものです。

また、本計画は、各種文化財関係計画の基本とするほか、各年度の具体的事業は文化財行政方針を定め、推進することとします。

これら全体の計画体系を示すと次のとおりとなります。

○計画体系



4 文化財とは

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条に規定する文化財の定義を、一関市文化財保護条例において準用していることから、この計画においても同法に定める用語を基準に、次のとおり定義します。

有形文化財	建造物	建造物で歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）
	美術工芸品	絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料
無形文化財		演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの
民俗文化財	無形民俗文化財	衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術で生活の推移の理解のため欠くことのできないもの
	有形民俗文化財	上記に用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で生活の推移の理解のため欠くことのできないもの
記念物	史跡	貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの
	名勝	庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの
	天然記念物	動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で学術上価値の高いもの
文化的景観		地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの
伝統的建造物群		周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの
選定保存技術		文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるもの
埋蔵文化財		土地に埋蔵されている文化財（遺跡及び遺物）
周知の埋蔵文化財包蔵地		埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地

5 はじめに（文化財行政とは何か）

文化財保護法第1条には、法の目的が「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献する」と明示されています。また、同法では具体的に「有形、無形の文化的所産で歴史上または芸術上価値の高いもの、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能等の民俗文化財、貝塚、古墳、城跡等の遺跡、庭園、橋梁、峡谷等の名勝地、動植物、地質鉱物等の記念物、そのほかに文化的景観や伝統的建造物群」を文化財と記載しています。つまり文化財とは、人が関わってできたあらゆる文化的所産であり、それは創造的作品、手法や技術、事柄、環境に至るまでの人を取り巻く事象にまで及ぶものです。

当市には、多種多様な文化財が所在していますが、表面的に認識しうる状況の文化財は氷山の一角であり、地下に眠っている埋蔵文化財のように潜在的価値を持つものが調査などにより姿を現したとき、その構造や価値の意義が明らかになるものもあります。身近に存在するもので、本来評価されなければならない文化財も少なくありません。

文化財は、我が国及び当地域の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、将来の文化向上の礎となるものです。また、郷土の歴史や文化を理解し、その特性を活かしていくことは、将来の地域の糧となります。そのような文化財を保存・活用し、普及啓発に取り組んでいくことが、文化財行政の責務でもあります。

6 現状と課題

(1) 全市の状況

平成28年3月末現在、当市に所在する指定等文化財は国、県の71件を含む229件で、周知の埋蔵文化財包蔵地を含めると1,000件を超えています。さらに、広範な市域には、埋もれている有形無形の文化財もいまだ多数存在していると考えられ、今後の調査・研究により、その数は増加することが予想されます。

また、合併前の旧市町村における文化財保護行政の施策に差異もあったことから、地域の歴史・地理的、文化的特色を活かした事業はもとより、市全体を見据えた新たな施策の展開が必要となっています。

さらに、各地域における貴重な史資料等は、文化財を通じたまちづくりや地域おこしへの活用の可能性を有しています。これらを有機的に結びつけ、地域の活力を生み出すため

にも、行政組織はもとより、市民、NPO など多様な主体との連携した、新たな視点での取り組みが求められています。

(2) 各地域の現状

① 一関地域

国の名勝天然記念物「巖美溪」や「平泉の文化遺産」として世界遺産の追加登録を目指す国指定史跡「骨寺村荘園遺跡」などの文化財が所在し、観光や地域おこしといった視点からの活用がなされています。

② 花泉地域

国指定重要文化財「鉄五輪塔地輪」をはじめとする文化財だけでなく県指定史跡「貝島貝塚」や「ハナイズミモリウシ」が発掘された「金森遺跡」などの遺跡も多数存在します。

③ 大東地域

仙台藩の儒学者であった芦東山が著した県指定有形文化財「原本無形録」や天下の奇祭として知られる市指定無形民俗文化財「大東大原水かけ祭り」など、当地方の先人や文化を知る上で貴重な文化財が多く存在します。

④ 千厩地域

国登録有形文化財「佐藤家住宅」、「横屋酒造」、「旧専売局千厩葉煙草専売所」など、当地方の文化を知る上で貴重な建造物群が良好に保存されているとともに、広く公開されています。

⑤ 東山地域

国指定名勝「狹鼻溪」や宮沢賢治に縁が深い国登録有形文化財「旧東北砕石工場」などの文化財は、県内外の人々に広く知られる観光資源として活用されています。

⑥ 室根地域

国指定重要無形民俗文化財「室根神社祭のマツリバ行事」や市指定史跡「一里塚」など、今日まで地域の人々に連綿と受け継がれてきた貴重な伝統行事や史跡などが存在します。

⑦ 川崎地域

県指定無形民俗文化財「布佐神楽」や県指定天然記念物「薄衣の笠マツ」など、先人より脈々と継承されている文化財が存在しており、現在でも地域の人々によって手厚く守られています。

⑧藤沢地域

県指定有形文化財「木造阿弥陀如来立像」や市指定天然記念物「漣痕化石」を代表とする記念物など、当地方での信仰や文化、自然といった多様な文化財が数多く存在します。

7 施策の基本的な方向（構想）

平成19年度から実施した文化財悉皆調査により、文化財の現状を把握するとともに、概ね各地域の歴史・地理的要素、あるいは文化的背景を把握することができました。今後は、この調査で得られた成果を、調査研究を含めた行政施策に活かすことで、より具体的に事業を展開していきます。

また、文化財調査委員や文化財調査協力員を中心に、関係団体や研究者と連携を深めながら、地域に埋もれている文化財の調査研究を継続して推進していきます。さらに、これまでに得られた文化財情報のデータベース化を進め、その成果を広く市民に公開することにより、文化財愛護思想の普及啓発を図るとともに、文化財愛護団体の育成に努め、市民とともに文化財の保存と活用を推進します。

また、今後さらに史資料等の増加が予想され、かつ、各地域に活用されずに保管されている多数の歴史民俗資料や出土遺物もあることから、空き校舎や空き教室等を活用した保存・展示など、適切な保護の方向性を検討します。

文化庁は、報告書「適正な埋蔵文化財行政を担う体制等の構築について」で、専門性を確保しつつ、安定的・継続的に調査が行われるよう、年齢を考慮した上で、埋蔵文化財をはじめとした専門職員の配置・養成が必要であると示しています。広範な市域に対応し、効率的に文化財保護に係る行政施策を展開していくために、専門職員の配置・養成について、継続して検討します。

8 事業実施計画

別紙のとおり

一 関市文化財の調査及び保存・活用に関する基本計画・実施計画

施策・事業名	事業概要	実施計画	所管
文化財情報提供事業	<ul style="list-style-type: none"> 市広報と市ホームページへの文化財情報の掲載、報告書の刊行、文化財各種講演会の開催などによる文化財愛護思想の普及推進 	<ul style="list-style-type: none"> 市広報へ「文化財探訪」を年6回掲載 冊子「一関の文化財」の刊行、配付 文化財標柱・解説板整備事業の実施 博物館ホームページによる最新情報の更新、展覧会の実施 市広報に「博物館だより」を毎月掲載 年間行事案内の発行と全戸配布 博物館交流連携事業の実施 学校、市民センター、地域団体など他機関との連携事業の実施 芦東山記念館講演会の開催 紙芝居の制作、出前講座の開催・かるたの制作、各学校への配付 石と賢治のミュージアム公開講座の開催 	文化財課
文化財保存管理事業	<ul style="list-style-type: none"> 市指定文化財「旧沼田家武家住宅」、「千葉胤秀旧宅」、国登録有形文化財「旧専売局千厩薬煙草専売所（せんまや街角資料館）」等の適切な保護 公開による市民への文化財保護意識の高揚 	<ul style="list-style-type: none"> 指定文化財保護補助金による文化財の保護 民間団体資金を活用した文化財保護のあっせん、紹介 特別天然記念物ニホンカモシカの保護事業の実施 文化財防火デー（1月26日）での防火訓練等を各地域で実施 文化財公開事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> 旧沼田家武家住宅（市指定） 旧鈴木家住宅（県指定） 長者滝橋（国登録） 千葉胤秀旧宅（市指定） 佐藤家住宅・横屋酒造（国登録） 旧専売局千厩薬煙草専売所（国登録） 旧沼田家武家住宅用地の公有地化 博物館等の文化財公開施設の共通入館券の発行 旧東北砕石工場耐震化事業の実施 石と賢治のミュージアムの公有地化の検討 文化財公開事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> 旧東北砕石工場（国登録） 	文化財課
		<ul style="list-style-type: none"> 旧沼田家武家住宅（市指定） 旧鈴木家住宅（県指定） 長者滝橋（国登録） 千葉胤秀旧宅（市指定） 佐藤家住宅・横屋酒造（国登録） 旧専売局千厩薬煙草専売所（国登録） 旧沼田家武家住宅用地の公有地化 博物館等の文化財公開施設の共通入館券の発行 旧東北砕石工場耐震化事業の実施 石と賢治のミュージアムの公有地化の検討 文化財公開事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> 旧東北砕石工場（国登録） 	石と賢治のミュージアム

施策・事業名	事業概要	実施計画	所管
文化財関係団体連携育成事業	<ul style="list-style-type: none"> 各種団体の育成に向けた適切な指導、助言、支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 一関地方社会教育協議会での研修会の開催 岩手県文化財愛護協会への参加、連携 岩手県史跡整備市町村協議会への参加 全国史跡整備市町村協議会東北地区連絡協議会への参加、連携 全国史跡整備市町村協議会への参加、連携 全国文化的景観地区連絡協議会への参加 全国近代化遺産活用連絡協議会への参加、連携 	文化財課
文化財調査保存活用事業	<ul style="list-style-type: none"> 文化財調査による指定文化財及び未把握の史資料の実態調査 文化財指定による文化財の保護 文化財調査保存活用計画の策定 博物館及び博物館等施設の資料収集、調査研究、展示等事業の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 有形文化財の保護と調査研究 周知の埋蔵文化財包蔵地の保護 文化財保護法に基づく発掘届の受理、通知、工事立会、試掘等 民俗芸能調査研究事業の推進 民俗文化財等調査（収蔵庫整理）事業の実施 記念物の保護と調査研究 文化財調査計画の策定・推進 歴史民俗資料等活用整備事業計画の策定 民俗資料等公開施設の整備 博物館資料収集、資料修復事業の実施 博物館常設展示の充実 博物館調査研究、報告書の刊行、企画展・テーマ展の開催 古文書等資料の調査 芦東山関係史料等調査整備事業の実施 原本無刑録資料調査事業の実施 芦東山記念館特別展の開催 石と賢治のミュージアム企画展の開催 	文化財課 博物館 芦東山記念館 石と賢治のミュージアム
文化財調査委員等活動推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 文化財調査委員による文化財調査や研究等の推進 文化財調査協力員による、市内の指定文化財の管理状況や未発見の史資料の情報収集、実態把握 	<ul style="list-style-type: none"> 文化財調査委員会議の開催 文化財調査委員による指定文化財等の現況調査 文化財調査委員研修会の開催 学芸員、文化財調査専門員等の研修会への派遣 ボランティアガイドの養成 	文化財課 芦東山記念館 石と賢治のミュージアム

施策・事業名	事業概要	実施計画	所管
骨寺村荘園遺跡調査事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡「骨寺村荘園遺跡」の遺跡確認調査の実施 ・ 重要文化的景観「一関本寺の農村景観」保護推進事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「平泉の文化遺産」拡張登録に係る5ヵ年調査研究計画に基づく骨寺村荘園遺跡調査研究事業の推進 ・ 骨寺村荘園遺跡の発掘調査 ・ 現地説明会の開催 ・ 平泉文化遺産の拡張登録に係る研究集会の開催 ・ 平泉文化フォーラムの開催 ・ 調査報告会の開催 ・ 調査報告書・概要リーフレットの刊行、配付 ・ 平泉の文化遺産類似資産調査事業への参画 ・ 骨寺村荘園遺跡村落調査研究の実施 ・ 骨寺村荘園遺跡指導委員会、世界遺産推進部会の開催 ・ 骨寺荘園本部会議、班長会議の開催 ・ 史跡骨寺村荘園遺跡保存管理計画に基づく史跡保存管理とさめき世界遺産熟実行委員会への参画 ・ 骨寺村荘園整備活用基本計画に基づく整備活用 ・ 骨寺村荘園交流館の活用 ・ 岩手県世界遺産保存活用推進協議会への参画 ・ 「平泉の文化遺産」活用推進アクションプランの推進 ・ 一関本寺の農村景観保存計画に基づく景観保存事業 ・ 景観未同意地権者に対する追加同意取得、選定地区の追加重要建物修理修景事業の実施 ・ 全国文化的景観地区連絡協議会への参画 ・ 本寺地区地域づくり推進協議会への支援（お田権交流会、稲刈り交流体験、各種講座・PR推進事業の開催、中尊寺米納、夕日を見る会等） 	骨寺荘園室 文化財課 博物館
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 本寺地区景観計画に基づく景観むらづくり ・ 景観形成の推進方策に基づく事業実施 ・ 景観審議会の開催 	都市整備課

施策・事業名	事業概要	実施計画	所管
専門職員配置・養成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵文化財及び民俗文化財の専門職員の適正な配置 ・専門職員の資質向上に係る講習会等への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種研修会等への職員派遣 	文化財課